

清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

清須市国民健康保険税条例（平成17年清須市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「47万円」を「50万円」に、同条第3項中「12万円」を「13万円」に改める。

第23条中「47万円」を「50万円」に、「12万円」を「13万円」に改め、同条第1号中「第703条の5第1項」を「第703条の5」に、「法第314条の2第2項に規定する金額」を「33万円」に改め、同号ア中「7,800円」を「9,100円」に改め、同号イ中「9,600円」を「11,200円」に、「4,800円」を「5,600円」に改め、同号ウ中「3,000円」を「3,500円」に改め、同号エ中「3,600円」を「4,200円」に、「1,800円」を「2,100円」に改め、同号オ中「3,120円」を「3,640円」に改め、同号カ中「2,820円」を「3,290円」に改め、同条第2号中「第703条の5第1項」を「第703条の5」に、「法第314条の2第2項に規定する金額」を「33万円」に改め、同号ア中「5,200円」を「6,500円」に改め、同号イ中「6,400円」を「8,000円」に、「3,200円」を「4,000円」に改め、同号ウ中「2,000円」を「2,500円」に改め、同号エ中「2,400円」を「3,000円」に、「1,200円」を「1,500円」に改め、同号オ中「2,080円」を「2,600円」に改め、同号カ中「1,880円」を「2,350円」に改め、同条に次の1号を加える。

法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき35万円を加算した金額を越えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2,600円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に

応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯以外の世帯 3,200円

(1) 特定世帯 1,600円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1,000円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯以外の世帯 1,200円

(1) 特定世帯 600円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1,040円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 940円

第23条の次に次の1条を加える。

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2において同じ。)である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)」とする。

第26条を第27条とし、第25条を第26条とし、第24条の2を第25条と

し、第24条の次に次の1条を加える。

(特例対象被保険者等に係る申告)

第24条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給者資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類を提示しなければならない。

附則第5項中「第703条の5第1項」を「第703条の5」に改める。

附則第10項中「その世帯の」を「その世帯に」に改める。

附 則

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

2 改正後の清須市国民健康保険税条例の規定は、平成22年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成21年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。